

第五十一回国会 衆議院 石炭対策特別委員會議録 第十八号

昭和四十一年六月一日(水曜日)

午前十一時四分開議

出席委員

委員長 野田 武夫君

理事 有田 喜一君

理事 始関 伊平君

理事 多賀谷貞稔君

理事 八木 昇君

大坪 保雄君

西岡 武夫君

三原 朝雄君

中村 重光君

伊藤卯四郎君

理事 藏内 修治君

理事 壽原 正一君

理事 松井 政吉君

神田 博君

中村 幸八君

滝井 義高君

細谷 治嘉君

出席國務大臣

通商産業大臣 三木 武夫君

自治大臣 永山 忠則君

國務大臣 藤山愛一郎君

出席政府委員

總理府事務官 鹿野 義夫君

總務局局長 加納 治郎君

文部事務官 齋藤 正君

初等中等教育局長 齋藤 正君

通商産業事務官 進藤 一馬君

通商産業事務官 井上 亮君

通商産業事務官 森 五郎君

通商産業事務官 柴田 護君

通商産業事務官 中川理一郎君

通商産業事務官 中川理一郎君

通商産業事務官 中川理一郎君

通商産業事務官 中川理一郎君

通商産業事務官 中川理一郎君

通商産業事務官 中川理一郎君

通商産業事務官 中川理一郎君

通商産業事務官 中川理一郎君

通商産業事務官 中川理一郎君

通商産業事務官 中川理一郎君

通商産業事務官 中川理一郎君

通商産業事務官 中川理一郎君

通商産業事務官 中川理一郎君

通商産業事務官 中川理一郎君

自治事務官 宮沢 弘君

自治事務官 石川 一郎君

自治事務官 石川 一郎君

自治事務官 石川 一郎君

自治事務官 石川 一郎君

自治事務官 石川 一郎君

自治事務官 石川 一郎君

自治事務官 石川 一郎君

自治事務官 石川 一郎君

自治事務官 石川 一郎君

自治事務官 石川 一郎君

自治事務官 石川 一郎君

自治事務官 石川 一郎君

自治事務官 石川 一郎君

自治事務官 石川 一郎君

自治事務官 石川 一郎君

自治事務官 石川 一郎君

自治事務官 石川 一郎君

自治事務官 石川 一郎君

自治事務官 石川 一郎君

自治事務官 石川 一郎君

自治事務官 石川 一郎君

自治事務官 石川 一郎君

自治事務官 石川 一郎君

自治事務官 石川 一郎君

自治事務官 石川 一郎君

自治事務官 石川 一郎君

自治事務官 石川 一郎君

自治事務官 石川 一郎君

自治事務官 石川 一郎君

自治事務官 石川 一郎君

自治事務官 石川 一郎君

自治事務官 石川 一郎君

自治事務官 石川 一郎君

自治事務官 石川 一郎君

自治事務官 石川 一郎君

自治事務官 石川 一郎君

自治事務官 石川 一郎君

自治事務官 石川 一郎君

自治事務官 石川 一郎君

五月十日

産炭地域振興に関する陳情書外二件(戸別市議會議長林義政外二名(第四一二号))

石炭政策確立等に関する陳情書(夕張市議會議長本間良孝(第四一三三号))

炭鉱の保安に関する陳情書(北海道空知郡上砂川町議會議長森幸三郎(第四五四号))

石炭対策に関する陳情書(長崎縣議會議長小柳二雄(第四五五号))

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

小委員会設置に関する件

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五五号)

○野田委員長 これより會議を開きます。

まず、小委員会設置の件についておはかりいたします。

本委員会に、産炭地域振興に関する諸問題を検討しその推進をはかるため、小委員十五名よりなる産炭地域振興に関する小委員会を設置するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○野田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、小委員及び小委員長の選任につきまして、委員長において指名するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○野田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次に、内閣提出、産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案を議題として、前会に引き続き質疑を行ないます。

質疑の通告がありますので、これを許します。

細谷治嘉君

○細谷委員 産炭地振興問題につきまして、私はこの委員会でも二回にわたって御質問をしたわけでございますけれども、なお問題が残っておりますから、きょうは、産炭地の市町村あるいは自治体の税財政問題、それから、陥没しておるといわれております産炭地教育の問題について主として質問をいたしたいと思っております。私は具体的なこまかい問題を質問をいたしまして、大きな問題につきましては後ほど多賀谷委員から質問いたすことになっております。

まずお尋ねしたいことは、租税特別措置法第十三条の規定によりまして、従来、取得価額が一千万円で、常用の雇用者が二十人以上の製造工業に對しましては、固定資産税等の減免が行なわれておったわけです。それが今度政令の改正によりまして、五百万円、十人、こういうことになったようでございますけれども、従来これに相當する減免額というのはどの程度になっておったのか、まずお尋ねしておきたい。

○柴田(護)政府委員 昭和三十九年度で三十四億三千四百万円、四十年で百一億一億二千三百万円になってございます。

○細谷委員 ただいまお伺いいたしますと、四十年におきまして百一億一億二千三百万円の減免が行なわれたわけでありまして、この七五％は特別交付税で関係の市町村に補てんされておると思ひますが、そのとおりですか。

○柴田(護)政府委員 いまのは、私の言い間違いで、普通交付税で補てんされている額でございます。したがって、七五％で逆算した額が減免額ということになっております。

○細谷委員 一億二千三百万というのは七五％相当額でございますね。そうすると、これを〇・七五で割ったものが実際の減免額、こう理解してよろしいわけですね。

そこで、お尋ねしたいのでありますが、一体雇用者というのはどういう定義でございましょうか。通産省、どういふふうにお考えになっておりますか。

○井上政府委員 雇用者とは、先生どういふ趣旨でおっしゃったのでしょうか、ちょっと……。

○細谷委員 これは常用の雇用者ということになっておるわけですね。ですから、出向職員とかなんとかいうのは、これは常用の雇用者となるのでしょうか。おそろくお答えは実態に合つてというお答えになるのでしょうか。この雇用者という定義がなかなかむずかしい、いま私は四十年五月二十二日に日本経済新聞に出ましたある市のこの問題についての具体的な問題を御指摘しようと思つて申し上げておるわけです。定義がむずかしい問題です。

○井上政府委員 先生の御質問、誤解して申しわけありませんので、理解いたします。御質問で御答えを申し上げたいと思いますが、ただいまの御質問は固定資産税の減免補てん制度に関連いたしております。この法律によりまして、要するに、措置の対象といたしまして、原則として租税特別措置法四十五条等によりまして特別償却の対象と同じであります。従来のものであります。生産設備幾ら以上、あるいは、かつ雇用者が二十人以上増加するものに限られておるわけでありまして、この雇用者とは何か、こういう御質問だと思ひますが、通常、この雇用者の意味は、常用雇用というふうに解釈いたしております。

○細谷委員 常用雇用者といふと、むろん臨時の職員等は——臨時の職員でも常用であれば広義の解釈をなさるかも知れませんが、日々雇用という形の方はいかがですか。

私のお尋ねしたい問題は、ある市で起こった問題なんです。あるいは財政局長等御承知かも知れませんが、ある市で、新しい工場を既存の工場の、ずばり言うところ、一角に建てた。その工場を建てるために、家屋に二千五百万円、償却資産に六億九千八百余万円を投じて会社をつくった。ところで、そこに二十四人の人が雇われたわけなんです。ですから、投下資本というのは、固定資産の取得額というのは七億二千三百六十七万円あるわけなんです。雇業者というのは二十四名なんです。私は個々の名前も持つておるわけですが、二十四名のうち一人が、その親会社といひますか、Aという前からある既存の工場じやない、違つた工場をやめた人が一人採用されておる。あとの二十三名というのは、Aの工場からBの工場に出向してゐるのです。出向命令が出てゐるわけですね。在籍のまま、とにかくそちらの工場に出向しなさい。具体的に言つてみますと、いままでどおりの建物で、いままでどおりの机にすわつて、いままでどおりの仕事をやつておつた。ただ、新しい会社ができ、そちらに出向を命ぜられた。こういうような形になつてゐるわけですね。もともと、これが二十名というのは、産炭地振興基本計画なり実施計画にありますように、雇用の増大ということを目標にして、二十名というのがつくられたわけですね。一体、そういう二十三名というものは、井上局長がお答えになつたような雇用の増大という形における雇用者という理解に立つてよろしいのでしょうか。

さらに言つてみますと、先ほど申し上げましたように、七億二千三百六十七万円の固定資産取得額、それに対して、固定資産課税標準額というのは六億六千六百十五万円あるのです。このうち免税されたものが六億三千七百万、こういうふうになつてゐる。税額にいたしますと一千八百万の減税が行なわれておるわけです。ですから、先ほど財政局長がお答えしたような、自治省が普通交付税で補てんしたものはその七割五分、おおよそ七百五十万円が補てんされた、こういうことになるわけですね。

私がお尋ねしたいポイントは、二十三名というその出向の人が雇用の増大という趣旨に沿つた雇用者だ、こういうことによつて、市の財政からいへば交付税という国の財源を七百五十万円のために補てんしてやつた、こういう結果が生まれてゐるわけですね。これは、このせつかつの法律——私は、この産炭地振興のために、前回の質問で、ひとつ二百万というのは無理だから三百万と十人くらいにしたらどうかという意見を申し上げ

ておつたわけなんです。が、五百万と十人に今度直したということでありまして。私はその点は重要税としてゐるのであります。この運用いかんによりましてはいろいろな問題点が起り、この新聞に出ておきますような、かなりのスペースを使つたという問題が出てきてゐるわけですね。問題の分かれ目は、二十三名の出向者。言つてみると、同じ建物で同じ机にすわつておつて、ただAからBに移つたというだけであつておつた。それが雇用の増大という意味における雇用者だ、こういう解釈からいふような減免が行なわれ、交付税の補てんが行なわれてゐる。これは問題をほつきりしておきませんと大きな問題であります。から、あえて御質問してゐるわけです。これはひとつ通産省なり自治省に明快な答弁をしていただいで、地方で混乱が起らないようにしていただかなければならぬ。

○井上政府委員 ただいまお尋ねの件は、今度の改正法案に伴います適用の問題としまして具体的な例をあげての御質問でございます。これにつきまます法解釈、適用の解釈につきましては、やはり事が重大でございますので、ただいま具体例をお聞きしたばかりでございますので、私どもその具体例に沿つて解釈を明らかにしたいと思ひますので、しばらく検討の時間をお与えいただきたいというふうに考えます。

○細谷委員 これはしかし通産省の見解ではいかぬと思うのだ。石炭局長の見解でなく、自治省税務局は一体どう考えるか。通産の石炭局長のいまの態度は聞きました。自治省の税務局は一体どう考えておるか。

○宮沢説明員 この問題は、先ほど細谷委員御指摘のように、租税特別措置法の規定に載つてゐるわけでございます。したがひまして、租税特別措置法における解釈に従つておるわけでございます。私もまだその辺一〇〇%十分に研究いたしておりませんが、ただいま御指摘のような事例でございます。と、この規定に該当するかどうか、多分に疑問の存するところではなからうかと思ひま

す。なおこれは研究をさせていただきたいと思ひます。

○柴田(議)政府委員 従来を取り扱いといたしましては、増加する雇用者という場合には、新設または増設した工場、生産設備に伴う従業者の増加という扱いになっておりました。その従業者の増加という場合には、生産設備に関連する従業者は含むのだけれども、しかし日々雇用する者はこれに含まない、また、新規雇用というものはこれに含みません。それはその工場の設備のために他から転動させた者も含むのだ、しかし同一区域内の既存の工場生産設備を合理化すること等によつて生み出した余つた人間を持ってきたものは含まない、こういう取り扱いになつてきておるわけなんです。その辺はお話のようにいろいろ疑義があるかもしれない。しかし、従来からそういう扱いをいたしておりました。具体的に個々の事例につきましましてそういう微妙な問題になることは多々あるわけでございます。御指摘のような例以外にも多々ある。いわばボーダーライン・ケースに該当する事例があるわけでございます。したがつて、そういうものについての不合理をどうするかという問題も、あらゆる事例につきまして、ボーダーライン・ケースにつきましてはあつたわけでございます。いままでの取り扱いはその取り扱いをしまつてまいつてきておる、こういうことでござい

○細谷委員 いま財政局長のおつちやつた雇用の増大ということが趣旨になつてこういう措置が講ぜられておるわけですから、こういう措置は法に基づきまして自治体の条例というのでございまして、自治体単位でできているわけですね。したがつて、その自治体外から入つてきた者ならば、本来ならば正式の雇用者ということでありますけれども、常時雇用者であれば臨時職員でも実質的な雇用、しかも将来をある程度保証された形の現在における臨時職員ということなら、これは雇用の増大という形で理解できることだと思ひます。新設工場であることは間違ひありません。

れども、既存の工場の一角に既存の工場の古い施設を取つてそこに建てた工場なんですね。

の点を明らかにするだけでひとつとめておきたいと思うのです。

られて課税の対象になっておらないと思うのです。が、そのとおりですか。

六%の山元消費があるものですから、全国鉱業市町村連合会、そこで石炭協会等との話し合いが行なわれ、それを受けて各県の鉱業市町村連盟等とその地域の石炭協会の支部等と打ち合わせしまして、たとえば、五%程度は課税すまい、そういうことは言えませんが、出炭量に対してかけていた鉱産税を現実には送炭量に対して課税しているわけですね。送炭量ということになると、売るときに送炭したものですし、山元消費した分は売るわけじゃないから、数量の差が起こってくるわけですね。おそろく、自治省の考え方というのは、送炭炭価と出炭炭価というのは違ってくるのだ、同じなのだ、こういう理論に立つておると思うのですが、いずれにいたしましても、送炭量に通産省が示す標準炭価をかけた、そうして税がきまつておるわけですから、この通産省が示す標準炭価というものは、送炭量をもとにして、山元消費といふことを考えた上で炭価をきめて通達しているのでしょうか。どうなのですか。

もう一つこの新聞によりますとあるのです。石炭を掘りますと鉱産税というのがかかってくるのです。これは採掘した鉱物の量と価格によってきめるといふことでありまして、平たく言いますと、出炭量に対してその価格をかけて、これが課税の対象額といふことになるわけでありまして、山元消費といふのがあつたわけですね。山元消費といふのを私は調べてみたのでありますけれども、北海道八市の分ですが、千五百八十三万トンの出炭をいたしまして、その場合に山元消費量といふのが百九十九万八千トンあるわけですね。おそろく七、八%になっておると思う。それから、十一の町村では、五百八十八万トンの出炭がありまして、三十七万四千トンの山元消費がある。北海道全体では二千二百三万トンの出炭に対して五百五十七万トンの山元消費といふことで、ちょうど七、五%になっておるわけですね。この山元消費について課税は一体どうなつておるのか、交付税ではどういふふうに基準財政収入額の中に織り込まれておるか、ひとつこの点を御説明いただきたいと思ひます。

〇宮沢説明員 いまの鉱産税の御質問でございますが、どうもこれも明確なお答えができなくて恐縮であります。引いておるものと私どもは思つております。

〇宮沢説明員 実は、御質問の中身をあまり伺わないで参りましたので、数字その他、私は自信のないことを申し上げたいへん恐縮でございますが、ただいま御指摘のように、鉱産税の課税標準につきましては、その標準の価格がきつめて低いわけでございます。その点につきましては、私どももかねて検討をいたしておりました。やはり時代の実情に合ったような価格に直すように指導してまいりたいと思ひます。現在においては、御指摘のように、きつめて低いと申し上げてよろうかと思ひます。

〇井上政府委員 そういふ問題は、従業者が使うのも入るわけでございます。御承知のように、その中にはいろいろな炭が入つております。ですから、やはりコストでございますから、商品炭、商品として売るもの、こういうことになつております。

〇細谷委員 宮沢参事官、国税の法人税なり所得税においては、全出炭量の一パーセント、六%は従業員の福利関係だという形で損金算入が認め

〇細谷委員 私は、ここで、市町村税関係の財政問題もあつますから、国税の法人税、所得税で山元消費分を六%免税しているから鉱産税もその分だけは免税しろという意見を吐いておるわけではないのです。しかし、そういう事実だということ、ひとつ実態を御理解いただきたいと思ひます。

〇細谷委員 とうとう答えがばけてきて、最初はすっきりしたのですが、二度目の答弁というものはわからなくなつてしまつた。しかし、理屈は、

〇井上政府委員 私のほうでは一応出炭量をベースにして炭価を考へております。要するに、一定のある山の出炭に対してしまして、一体コストはどういう状況になつておるかという点に配慮してきめるわけでございます。

〇細谷委員 そうしますと、通産省が示すものは、山元炭価、出炭炭価であつて、送炭炭価ではない、こう理解してよろしいのですか。

〇井上政府委員 そういふ問題ではございませんで、山元消費にもいろいろありましよう。いわゆる山元消費と申しますのは、従業者が使うのも入るわけでございます。御承知のように、その中にはいろいろな炭が入つております。ですから、やはりコストでございますから、商品炭、商品として売るもの、こういうことになつております。

〇細谷委員 とうとう答えがばけてきて、最初はすっきりしたのですが、二度目の答弁というものはわからなくなつてしまつた。しかし、理屈は、

〇井上政府委員 私のほうでは一応出炭量をベースにして炭価を考へております。要するに、一定のある山の出炭に対してしまして、一体コストはどういう状況になつておるかという点に配慮してきめるわけでございます。

〇細谷委員 とうとう答えがばけてきて、最初はすっきりしたのですが、二度目の答弁というものはわからなくなつてしまつた。しかし、理屈は、

〇井上政府委員 私のほうでは一応出炭量をベースにして炭価を考へております。要するに、一定のある山の出炭に対してしまして、一体コストはどういう状況になつておるかという点に配慮してきめるわけでございます。

〇細谷委員 とうとう答えがばけてきて、最初はすっきりしたのですが、二度目の答弁というものはわからなくなつてしまつた。しかし、理屈は、

〇井上政府委員 私のほうでは一応出炭量をベースにして炭価を考へております。要するに、一定のある山の出炭に対してしまして、一体コストはどういう状況になつておるかという点に配慮してきめるわけでございます。

〇細谷委員 とうとう答えがばけてきて、最初はすっきりしたのですが、二度目の答弁というものはわからなくなつてしまつた。しかし、理屈は、

〇井上政府委員 私のほうでは一応出炭量をベースにして炭価を考へております。要するに、一定のある山の出炭に対してしまして、一体コストはどういう状況になつておるかという点に配慮してきめるわけでございます。

〇細谷委員 とうとう答えがばけてきて、最初はすっきりしたのですが、二度目の答弁というものはわからなくなつてしまつた。しかし、理屈は、

〇井上政府委員 私のほうでは一応出炭量をベースにして炭価を考へております。要するに、一定のある山の出炭に対してしまして、一体コストはどういう状況になつておるかという点に配慮してきめるわけでございます。

〇細谷委員 とうとう答えがばけてきて、最初はすっきりしたのですが、二度目の答弁というものはわからなくなつてしまつた。しかし、理屈は、

〇井上政府委員 私のほうでは一応出炭量をベースにして炭価を考へております。要するに、一定のある山の出炭に対してしまして、一体コストはどういう状況になつておるかという点に配慮してきめるわけでございます。

〇細谷委員 とうとう答えがばけてきて、最初はすっきりしたのですが、二度目の答弁というものはわからなくなつてしまつた。しかし、理屈は、

〇井上政府委員 私のほうでは一応出炭量をベースにして炭価を考へております。要するに、一定のある山の出炭に対してしまして、一体コストはどういう状況になつておるかという点に配慮してきめるわけでございます。

〇細谷委員 とうとう答えがばけてきて、最初はすっきりしたのですが、二度目の答弁というものはわからなくなつてしまつた。しかし、理屈は、

〇井上政府委員 私のほうでは一応出炭量をベースにして炭価を考へております。要するに、一定のある山の出炭に対してしまして、一体コストはどういう状況になつておるかという点に配慮してきめるわけでございます。

〇細谷委員 とうとう答えがばけてきて、最初はすっきりしたのですが、二度目の答弁というものはわからなくなつてしまつた。しかし、理屈は、

〇井上政府委員 私のほうでは一応出炭量をベースにして炭価を考へております。要するに、一定のある山の出炭に対してしまして、一体コストはどういう状況になつておるかという点に配慮してきめるわけでございます。

あなたがおっしゃる通りに、最初述べた山元炭価、出炭炭価ということ、私が言う送炭量というのにかける標準炭価というものは通産省が示したもので、山元消費を差し引いた、五、六％のものを差し引いた、北海道では七、八％のものを差し引いた形で補正されているとは思われない。これはやはりあくまでも私がいま言っている出炭炭価だと思ふのです。

そこで、財政局長さんには特交等で産炭地についてはいろいろできるだけの御配慮をいただいておりますのでありますが、これは昭和四十年年度の鉱業市町村連合会の資料によつたのですけれども、三十九年の出炭量からいって交付税に算入された山元消費分の基準財政収入額というのが、いま申し上げた北海道の場合、二千二百二十万トンの出炭があつて、山元消費が百五十七万トンでありましたから、交付税に算入された基準財政収入額といふものは三千六百三十万円あつたわけなんです。ところが、山元消費炭価によつて算出された基準財政収入額というのは、トン当たり一万五千円しか北海道の場合には見ていませんから、一万三千円しかないわけです。そうすると、差し引き三千六百二十九万というものが基準財政収入額の過大見積もりという結果になつていくわけです。北海道の十九市町村では、三千六百二十九万という基準財政収入額の過大見積もり、過大算定、こういうふうになつていくわけです。一万五千円で計算しているところの問題がある。しかし、自治省のほうの基準財政収入額というのは、基準炭価に基づいてこれだけの収入があるものとみなしてやつていくわけですから、自治省は、おれのほうは正しいのだと言ふかもしれないけれども、現実には一円五十銭という形で山元消費炭価のあれが見積もられておりますから、こういう差が起つていくわけなんです。これは十九の産炭地の市町村にとってはかなり大きな問題だらうと思ふのです。この場合には、全部が交付団体でありますから、交付税が三千六百二十九万円のまゝまゝさつくり減つたと、まともにこう理解してもよろしい

ものなんですか。この辺どうお考えでしょうか。

○柴田(護)政府委員 それは少し問題があるのではないかと実は思ひます。基準財政収入の算定をいたします場合には、総額が大体地方財政計画上の鉱産税収入にほぼ見合うというのを目標にして、多少でこぼは出てまいりますが、目途にして計算するわけですが、標準炭価に山元出炭量をかけるわけでございますけれども、その場合のデータといふものは、その年のデータを使うわけにはまいりません。したがつて、前年度のものを使ひます。そうなつてまいりますと炭鉱の営業上のいろいろの問題等があつて、一年一年その間に誤差が大きくなつてくるといつたような問題も起つてくるのじやなからうか。たゞまゝから言ひますと、鉱産税の性格から言ひまして、山元消費のものを引くとか引かぬとかいふのはむしろおかしいのでありまして、山元消費のものは出炭されたのは一種の自己消費でありますから、それは課税標準としては中に入るのが税法上のためであつて私は考へております。それを法人税あるいは事業税で必要経費を引くか引かぬかという問題でもあります。これは法人税の性格から出てくる問題でございます。鉱産税の性格から言ひますならば、これは出炭されたものに対しては当然かけるべきである。したがつて、標準炭価の問題も御指摘のようにそこに一つございしますけれども、主としての問題は、かりにそういう大きなものがあるといひますならば、それはむしろ出炭量をつかまえるつかまへ方のデータの新旧といふところに大きな差があるのではないかという気がするのであります。毎年、特別交付税の算定の際等におきましては、地元の市町村等からいろいろなデータが出てまいります。これは地元の事態に應ずるものでありまいしょうけれども、それをそのまま信用するわけにはまいりません。それは、町村によりましては多少山をかけたところもございまいしょうし、それから、正確に資料をつかんでないところもございします。しかし、県の意見等も参酌いたしまして、その間の財

政事情を総合的に見ながら必要な補正なり調整をやつておる、これが現状でございます。

○宮沢説明員 先ほどの山元消費の問題でございますが、ただいま事務局の者に聞かせましたところ、私は先ほど引いてゐるのではないかと、いふことを申し上げたのでありますが、筋道といたしましては、ただいま財政局長が御答弁申し上げましたように、山元消費も当然課税標準の中に入すべきものでございしますが、事実問題としては、幾つかの市町村にだけ山元消費を引いてゐるというところでございます。

○細谷委員 調べてみますと、やはり石炭の傾斜生産といふのが行なわれた昭和二十五年ごろに、全国鉱業市町村連合会等と、それから各県単位で、大体五〇前後の山元消費といふものを認めて、これに課税しないようになつて現在になつておるやうです。しかし、今日石炭産業といふものも疲弊しておる、同時に産炭地の実情といふものも疲弊しておる、こういうことでございまして、やはり、財政局長がおっしゃる通りに、鉱産税の性格といふのは福祉費等々の法人税なり所得税についての勘案とはまた違つた性格を持つており、それだけにこの鉱産税の問題が鉱業者側と市町村側との間で長い間争われてゐるいきさつもあるわけですから、これはやはりすつきりと、昭和二十五年から十六、七年たつておるわけでありまして、きちんと法どおりに対処していくように指導なさるのがこの際要当ではないかと私は思ふのです。これはひとつ、参事官でいかにければ、大臣

いかにございしょうか。

○永山国務大臣 おっしゃるとおりに指導していきたいと思ひます。

○細谷委員 次に尋ねたい点であります。今度の地方交付税の算定にあたりましては、自治省では、人口の激減地帯に対しては新たに激減緩和の措置を講じようといふことになりまして、総額五十億円程度のものを人口激減緩和のための財源として考えられておるやうであります。が、そのとおりでございしますか。

○柴田(護)政府委員 計画といたしましては御指摘のとおりでございします。

○細谷委員 ところで、昭和四十年の国勢調査によりまして、とにかく人口集中が急速に進んでまいりまして、要するに田園都市あるいは農村地帯の人口の減が目立つておるわけでありまして、とりわけ産炭地は、そういう時代の趨勢の上で、炭鉱の急速な合理化による人員減という形で極端な人口の減を起しておるわけですね。たとえば、ある市のごときは、四万五千人の人口があつたのでありますけれども、今度の国勢調査では二万二百人、もう町に転落したほうがいいのじやないかというように、五〇％以上の激減を示しておるところがあるわけなんです。それですから、私は激減補正をやることは正しいと思ふのであります。自治省のほうでは五十億と見積もられておるのでありますけれども、お考えになつてゐるやうな人口激減の補正をやりますと、どの程度産炭地に回つていくおつもりなのか、お尋ねします。

○柴田(護)政府委員 五十億がどういふぐあいに散らばるかという問題は、これから試算をいたす段階でありまして、現在の段階では、残念でございますけれども明らかになることができないやうな状態でございします。

ただ、考え方を申し上げますと、やはり、人口が急減するといふことは、交付税の算定で、特に市町村では人口を数値に使用します部分が多うございします。で、基準財政需要額に非常に大きな影響を及ぼす。ところが、細谷先生御承知のように、段階補正をかけてまいりますと、人口が急減するほうが補正係数が上がつてくる。そこで、ただ急減補正だけを考へますと問題が起つてまいります。そこで、段階補正をかけた後の補正後数値、そのある一定のパーセンテージ、やはり激減緩和でございしますから、まるまるそれを人口が減らなかつたものとみなすわけにはまいりません。それをかけ合わせたものの段階補正後の数値の大体九五ないし九七〇程度のもので、とり

あえす四十一年度は保障をしてやる、それを逐次ならしていく、五年間ぐらいにわたってそれをゆるいカーブでもってならしていくという方法をとって、激減緩和措置だけをとりたい。これは人口急減という一つのものに対する措置でありま

ね。そしてその人口減というのは五十二万人、九十四団体の中で人口はこれだけ減っております。そうしますと、基準財政需要額が先ほど十三億六千万円の減だと申しましたが、これで計算してま

るのではないのではなからうかと実は考えます。それは段階補正のカーブというものは相当きつうございまして、人口が非常に減りますとかえって需要額がふえてしまうというところもあるわけでありま

る補正係数あるいは補正後の算定で基準財政需要額の増加といったようなことにいろいろ意を用いておるわけございまして、単位費用の引き上げをも含めまして、全体としては交付税が、減るような形にならぬように、交付税としては強めてやろう、こういう気持ちで作業をいたしておるわけござい

○細谷委員 これも全国鉱業市町村連合会から出た資料でございますけれども、すでに財政局長は十分消化していることだと思っておりますが、四十年の八月一日現在の調査におきまして、産炭地の市町村が百四であります。百四のうち人口減少団体が八十六団体あるわけです。そしてその人口の減少数は四十二万三千五百六名となっておりますわけ

の〇・八でありますから、二割というものが明らかに減る。重病人のところからミルクを半分くらい取る、こういう形になるのであります。五十億円というものが全体的なものであります。産炭地の分でも明らかにいまの状態において二十億近いものがあ

おつたらぬのではないかと、こういうおしかりのようでありまして、やはり人口急減補正というものは激減緩和の思想であります。したがって、人口というのはい

○細谷委員 この問題については、財政局長は私の申し上げた数字をなまで信用しないようでありま

の資料の人口よりもっと減っているわけですか。そして、総額において十三億六千万円の基準財政需要額が減ってくる、こういうふうな資料は書いてあります。ところが、十月一日現在で国勢調査をやった結果は、百四団体のうち九十四団体が人口が減少した。八月一日現在の交付税算定期の資料の人口よりもっと減っているわけですか。

○柴田(護)政府委員 いまのお話の計算であります。ちよつと疑問がございします。それはおそれくは人口の代置だけで計算しておるのであつて、段階補正をこまかく適用区分を変えて計算して

算定技術上そういうことになりま

の数字でありま

ではないかと私は思うのです。ひとつ八月交付税の計算段階ではその点はやはり配慮していただきたいと思うのですが、大臣、いかがですか。

○永山国務大臣 人口の激減緩和のために五十億、その他隔遠地補正の算入額の増加というのが二億、住民税の減税に伴う減収を防ぐ等のため、その他の諸費人口分の包括算入額を増加したのが七十億、低額地市町村における財政基盤の充実をはかるため、道路費にかかる態容補正の割り落とし率の緩和、これが三十億、小中学校分の単位費用の引き上げ等で、大体百六十一億という関係で、結局算定で八十億減りますから、逆に百六十一億、その他の不交付団体を二十億加えると百八十億大体ふやすというようにことが考えられておるのでございますが、具体的な関係がよくわからず、これが産炭地はどう響くかということは計数を整理してみまさんとわかりませんが、お説の点に対しては十分ひとつ努力をいたしたい。産炭地の状況をよく聞き及んでおりますので、努力したいと考えます。

○細谷委員 局長すでに御承知と思うのでありますけれども、あとで産炭地の財政援助の特例についての質問をするわけですが、その前に、せんだつて多久市の市長が鉱業市町村連盟の代表としてこの委員会において証言をいたしました。参考人としておいでになったのです。そのとき、産炭地の公共事業公共事業とおっしゃるけれども、人口の減による交付税の減だけであつた法律がいう標準負担額以上になつちやうんです、こういうふうな言つて嘆いておつたのです。多久市の市長さんが来ておつちやいました、多久市は四十年年度の場合の標準負担額というのは千八百二十二万円なんです。ところが、人口減による交付税の減と云うのは幾らかと見積もりますと、三千三十万円あるのです。公共事業をやろうやろう、法律を六%まで修正してもらつたんだから何とか標準負担額に乗りかと思つて、千八百二十二万円こそうこそうと意欲的にやつておつても、人口が減つたために三千三十万円が交付税から抜けていくとい

うわけですから、これはたいへんな事態です。たとえば、大町というのがありますけれども、その標準負担額は六百六十一万円、人口の減によつて交付税が減るだろう金額はどうだろうかという、千四百五十七万円というのであります。こういうことで、人口減による交付税の減が標準負担額以上に減つていくわけでありまして、標準負担額までおやりなさい、それをオーバーしてやりましたならば少し補助率を引き上げてやりまうよ、なんというこんな思想で、今日の産炭地の実情から、産炭地の財政援助なんてちゃんやらおかしと思つたのです。これはひとつ、井上局長と財政局長とお互いになら張り争ひでけんかしては困りますから、大臣から御意見を聞きますけれども、通産省はこれでいいのだとおっしゃる。自治省が一体、今日のいま言つたような実例から言つて、産炭地の財政といふものに対して、これが全部と言いませうが、一つのてこになるか、財政援助なんといういいことばを使ふのかどうか。私は使えないと思つたのです。もしそうだとするならば、別途の方法が講じられなければならないと思つたのであります。この点についてひとつ大臣と財政局長の、なわ張り争ひなんというところでけんかといふことじゃなくて、大所高所からどうあるべきだといふお考えをひとつ聞かしていただきたいと思ひます。

○柴田(護)政府委員 私と通産省とけんかをしていとおつちやいます、けんかをした覚えはございませぬ。相互に協力しておるわけでございます。ただ、御指摘のように、産炭地の人口激減の状況は、所によりましては非常にひどいところがございます。先ほど来御指摘がございましたが、北九州の福岡県筑豊地方でも、あるいは佐賀県のいま御指摘のありました多久でも、あるいは長崎県に行きますととつとひどいところもございまして、非常に減つているところがございます。これを人口急減補正だけで片づけられるかといへば、それはなかなか片づけ切れぬものがある。これはまた別な問題で片づけなければならぬ、こう考え

ておるわけでございます。先ほどお答え申し上げましたように、各般の要素を総合して考えてまいりたいといふことを申し上げたわけでありまして、産炭地振興の問題はこういうふうなやり方ではないか悪いかといふことになつてまいります。私も実は若干疑問を従来から持つておりますが、ともかく、一つの進歩の段階として、新産方式を産炭地に導入していくといふことは、それはそれでいいだらうといふことでもって賛成をしまつたわけでございます。これはやはり、事業をやればやつたところに非常に増大してまいります。財政需要に対して、これに地方負担が追いつきますように補助率のかさ上げをはかる、こういう思想でございます。したがつて、その基盤の陥没部分といふものをこの産炭地域振興法の中の国庫補助のかさ上げあるいは起債の利子補給といふもので片づけるといふことは、法の目的からいいますとやや逸脱した考え方ではなからうかと実は思つたのであります。やはり陥没の問題は別途の財政問題として考えていかなければならぬだらう。振興の問題は振興の問題として、ああいふかさ上げ方式、これが十分目的を達しているかといふかといふ問題は別途の問題でございますけれども、それはそれといたしまして、方法といたしましてはああいふ方法も一つの進歩前進であるといふ考え方をとつたのであります。したがつて、相互に問題があるわけでございます。一つは、陥没といふものをどのようにしてかさ上げするかといふ問題、これは交付税プーバーの問題でございます。それから、もう一つは、振興する場合に、振興計画に應じた財政援助措置といふものが、いまの振興法でいふのかどうかといふ問題がやはり出てまいつております。これはあえて否定をいたしません。従来、あの法律をつくりました段階におきましては、ああいふ方法をまず考へて、一歩前進をしようといふことであります。それが現実、そぐわないといふことが明らかにありますれば、これは変えていくべきものだといふふうに私は思ひます。

○細谷委員 私は、適切な比喩かどうかわかりませんが、結核の第三期患者に仁丹を飲ましたようなものだと思つたのです。それより悪いんじゃないかと思つたのです。たとえば、いま私が言つた多久市といふのは、法は六%でありましてけれども、五・八%ぐらいにしかなつていないのです。今度のこの審議を通じて、じや事業範囲を拡大しよう、消防施設が何か入れますと六%をちよつと上がつて十五万円ぐらいの補助金をもらへるようでありまして、しかし、十五万円もあつても、とにかく、先ほどちよつと申し上げましたように、千八百二十二万円の標準負担額という、そこで関所が設けられておる。はたのほうでは交付税は人口減だけで三千万円から減つていつちやうんかく結核患者でも仁丹飲んだら十分や二十分はちよつと気持ちがいいですよ。多久市あたりについてはそれにも値しないです。私はやはり、今日の産炭地の振興に対するある程度の公共事業、一般に言われる公共事業でなくとも、産炭地の振興計画に基づいて産炭地を前向きにしてい、産炭地の産業を前向きにしてい、住民に明るい希望を持たせるといふ意味からいいますと、この法律ではだめだ、結核患者の仁丹にも値しないものだ、こう思つたのですが、いかがですか。通産省、自治省、これはひとつ検討をし直していただきたい。

これに関連して私は思うのであります。この種の法律はだいたい多いのです。同じようなタイプの法律は、まず一番古くできたのは、刃地等に関する財政特別措置の法律、これは同じようなタイプの法律です。それから新産都市に対する財政援助の法律、工特に対する財政援助の法律、ことしできました近畿圏の財政援助の法律、それぞれ違つておりますけれども、型は同じなんです。型は同じでありますけれども、刃地というのは結核にはかかつていないのですけれども、産炭地というのは結核の第三期症状なんです。こういふタイプの法律ではいかぬんじゃないか、私はこう

思うので、私はまあ率直なことを言おうと、こういう問題の法律というのは自治省が地方財政という形で握ったほうがいいんじゃないかという持論を持っておるのではありませんが、これはまあ産炭地域振興という法律の中で通産省がやっているのですから、なな張りほどでもないいいんです。問題は産炭地を救つてもらえないのです、しかし、それにはこの内容ではいかぬと思うのであります。ひと十分折衝して、産炭地の実情に即するよう、この法律ではなくて、新しい見地に立った法律をひとつ出していただきたいと思うのであります、自治大臣、いかがでしょうか。

○永山国務大臣 まあ自治省といましては、人口の激減等によりまして地方財政が非常に苦しい点につきましては、先刻申しましたような後進地に対する財源の傾斜配分を、人口関係だけでなく十分努力をいたし、さらに特別交付税に關しませんが、財源が苦しい立場に立たないよう積極的に方法を講じてやりたいというように考えておる次第でございます。

また、振興法をより以上前進すべしという問題に對しましては、通産大臣ともよく相談をいたしまして、御趣旨のある点を努力いたしたいと考えています。

○細谷委員 大臣、時間がないうでありますが、最後に、通産省と自治省の両方にひっかかっておる問題を一つ。

まあきょうの石炭の理事会でも、長い間の懸案でありました事業税等の問題について、やはり振興法六条に書くべきではないかという非常に強い意見があるわけでありまして、これを断固として拒否しているのが自治省なんです。低開発にあるにもかかわらず、低開発よりもある意味ではもっとも深刻な産炭地について、この事業税を断固として拒否しているのが自治省。きのうも産炭地関係の全国の各団体が集まって決議をしております。その決議の中にも、これが重大な項目として載っているのです。まあ先ほどいろんな産炭地に対する措置についてお願いしたわけでありまして、

でも、これは考える余地はないのですか。いま石特では、附帯決議につけて、もう有無を言わず法律の修正をここでやろう、こういう意見すら強いです。まあしかし、有無を言わずなら、いような暴力でたてはきませんから、よく話し合つて、実態を見きわめた上で可能な限りの措置をしたほうがいいんじゃないかと思うから、大臣のおる席で、税務局の担当者もおりますから、お尋ねしますが、去年、まあ端的に言いますと自治省に強要されて、最後にはこの石炭特別委員会に後退したのです。今度はそれは断固として後退せぬという決意なんです、どうでしょうか。

○宮沢説明員 事業税の問題につきましては、過日多賀谷委員からも御質問がございまして、御答弁を申し上げたわけでございますが、細谷委員も十分御承知のように、事業税は一応所得がいま課税標準になつておるわけでもなく課税にならないわけでもございまして、そういう点から申しまして、なるほど産炭地に進出した企業の特殊事情もございまして、やはり、利益が生じましたならば、それに應じて応分の負担を産炭地所在の地方団体にしようというものが、税のたてまえから申しまして、もろなるべきであらうという考え方でございまして、低開発その他、特に低開発につきましては事業税が入っておりますけれども、その後の各立法につきましては事業税を入れておりません。それはただいま申し上げましたような理由からでございます。私もそういったしましては、やはり税の性質なり実情から申しまして、この中に入れるというところは適当でないと思つております。

○細谷委員 まあ去年と同じようなことをおっしゃっているですね。進歩が一つもないですね。これはひとつ、自治省のあれは去年聞いたとおりでありますから、委員会の中において結論を出していただきたいと思つています。

最後に、産炭地の教育問題についてちょっとお尋ねしたいのです。

私は産炭地全体のことについては具体的な数字を承知しておりませんが、いづれにいたしましても、産炭地の教育というのが重大な危機に立つておるといふことは、もう文部省のほうも十分認識しておるかと思つた。そういうこともありまして、たとえば昨年の措置の充て指導主事なり補導教員等の配置もかなり重点的に産炭地に行なわれたわけでございますけれども、今年度、四十一年度の充て指導主事なり補導教員の配置の状況はどうなつておるのか、これをまずお尋ねしたいと思つております。

○齋藤政府委員 産炭地に關連いたしまして、文部省といたしましては、教職員定数の上では急減緩和といふことを昨年度より進めるといふことに重点を置きまして措置いたしました。県の総定数のワケを、産炭地をかかえております府県が窮屈にならないといふことを主としてしまして、ことに急減の著しい中学校につきましては昨年よりも緩和の率を上げて予算措置等いたしました。それから、そういう急減緩和の及ばない、たとえば北海道のようなところは、これは産炭地といふことではございまして、全体といたしまして窮屈な事情がございまして、相当大幅なひずみ是正を北海道についてはいたしました。充て指導主事の問題は必ずしも産炭地等の問題を本年度は重点にいたしません。生徒指導主事の従来までの配置の計画といふことの実態と、それから指導主事の充足状況といふようなものを勘案いたしまして配分等をしておるわけでございます。

○細谷委員 いま抽象的なお答えを聞いたわけですが、私がかんでおる、たとえば昨年の福岡県の実例であります、充て指導主事が三十人配置されておりました、これは全部産炭地に行つておるのです。補導教員が百八名のうち六十九名産炭地に行つておる。

〔委員長退席、蔵内委員長代理着席〕
合計、産炭地に対する特別な事情という形で、十九名の充て指導主事なり補導教員が行つておるわけでありまして、その補導教員とい

うのを見ますと、県下全体で百八名のうち、小学校にはたった一名、中学校には百七名行つておるのです。ところが、統計もはつきりしてあります。すなわち、最近の非行少年の状況というのは若年化しつつあるわけですね。こういう点から言つて、小学校はたったの一人、こういうことになりまして、いろいろ問題点がありますけれども、実態に即しておらない。数も足りないけれども、配置も実態に即しておらない、こういうふうに申し上げる以外にないと思つたのですが、この点いかがですか。

○齋藤政府委員 福岡県のこの生徒指導の關係を含む指導主事の配分といふものは、従来から積み上げたものを見ますと、交付税上の措置として三十九人、それから、そのほかに義務教育費国庫負担金として充て指導主事が本年度八十二人、これにつきましては、実は充足状況が十分ではございません。市町村に充て指導主事だけで四十八人、本年度現在の段階で行つておるはずでございますが、その中で生徒指導に二十九人程度。ですから、それぞれ産炭地に關係あります市並に郡を単位として配當されておるが実情でございます。

○細谷委員 若干昨年よりもふやしたようでありましても、たとえば、産炭地の教育の特殊事情、陥没しておるといふのでありますけれども、行つて調べますと、非行少年が非常に多い。しかも集団化しておる。それもだんだん小学校のほうに波及してきておる。それから、学習意欲のない生徒が非常に多い。要保護、準要保護が非常に多い。先生はもう精神的にも肉体的にもくたくたである。こういう実態なんです。ところが、一例をとれば特殊児童・生徒なりあるいは促進該児童等の実態に見ましても、その収容率等はきわめて不十分だろうと私は思うのです。これでは、産炭地の振興振興と言いますけれども、教育の面からくずれておる。これが現状じゃないですか。あるいは文部省は、言つてみますれば、口では言いませんけれども、どうも福岡県をかたき

のように思った面があるのではないかと私は思われてしょうがないのですがね。そうでしょう。そういう点で、ことばはなかなかうまく言いますけれども、産炭地の実態を把握していない。随分して教育というものをとに反す努力というものが足りない。資料を持ってきておられるのですが、いろいろな面をあげてこういふふうに申さざるを得ない。こういう点について文部省は一体どう考えておられるのか。

○産炭政府委員 決して福岡県につきまして私たちが特別の予断を持ってきびしく当たっておるわけではございません。本年度もかなり教育長ともお話をしました。ただ、産炭地問題で、定数問題で配置の状況が行政的に見まして通常の府県より特異な状況があるとかいうようなことは、行政上直していただきたいということを申し上げておるのではありません。もう少しスムーズにいけますことを私たちは念願をして、その点は努力をしていただくことになっておるわけでございます。私も、産炭地関係の市町村におきまして準要保護児童が他のところよりは多い、あるいは統計的に見まして真犯少年とかその他の非行少年の率が多いとかいうような実情を承知しております。したがって、準要保護児童の問題につきましては、全国の産炭地につきまして、該当するものについては本年度もこの補助金を十分にまかなうように措置するつもりであります。また、先ほど申しましたように、県内の教員の全体の配置という観点からでは、福岡県を見ますれば、急減緩和の措置あるいは過員救済等の措置によりまして相当他県の基準に比べて教員が多すぎるという点から見ますれば、それをそれぞれの事情に応じて活用されれば、私どもは教員の定数については一応措置できるといふふうに考えておるわけでございます。ただ、過員救済や急減緩和の措置の適用を受けないのが北海道でございます。そういう点は、僻地等の関連で定員上非常に困難であるという点で、その点については政令の改正をいたして、急減緩和とはまた別途の措置をいたしておるわけ

でございます。

○細谷委員 私が言うとおなた方はすぐイデオロギーにとられておるとおっしゃるかもしれないけれども、「産炭地の教師は訴える」という本がここにある。あなた方は教師というのはいさかい赤いものだと思っておられるかもしれないが、これをこのまま読んでも、産炭地の教師の実情、毎日の苦勞というものが身にしみてわかるわけですよ。それでも及ばないで、現に非行化が進んでおる、集団化が進んでおる、こういうことですね。そういうことでありますから、教育がもう随分しつつから、福岡県の知事も、とても文部省のものだけでは今日の筑豊炭田のあの教育実態には困るというので、なけなしの金で県独自の定数というのを三十名か七十名か設けてやらざるを得ない、こういうような実態になっておるわけですね。したがって、やはりもっと産炭地の実態というものを考えていただかなければならぬ。先ほど財政問題について自治大臣にも申し上げたわけですが、ひとつ文部省の窓口からも実態をつかんでいただかなければならぬのじゃないか、こう私は思うのです。いわゆる限度政令にどうのこうのというところでなくて、産炭地の問題をやはり救わなければならぬ。私はかつて、いまの文部大臣の前の文部大臣の際に、限度政令にこだわっているのではないかと、いうことを質問した際に、大臣はこうおっしゃっておる。それは、産炭地の教育は何とかしなければならぬ、できるだけやります、しかし、まずその県の限度政令の枠内でやってもいい、それができなければ国全体の限度政令の中で何とかしよう、それができなければまた別途考えよう、こういうふうにおっしゃっておるのです。けれども、文部省のやり方というものは、きわめてローカルな部分だけ見詰めて、その中で限度政令というものをがんじがらめで押しつけようとしておるといふふうに映ってしょうがない。少し私が言うと、イデオロギー的に言っておるのではないか、政治的に言っておるのではないかと

が、そうではなくて、私は産炭地の教育の実態というものを若干知っておるだけに、この点を申し上げておるわけなんです。

時間がありませんからこれ以上申し上げませんが、ひとつ十分に配慮して、県教委の苦勞というものに對しても、いやあれば去年学テをやらなかつたから、いろいろな補助をやっていたけれどもひとつ減らしてやれなんていうことでなく、――現実には減らしてありますよ。減らしてありますけれども、それは、あれで減らした、かたき討ちを長崎でやったのだとは決して言わぬ。明らかに長崎でやったことに間違ない。そんなことでなくて、教育という高い視野からやはり取り上げていただかなければならぬと思うのです。特にこれを強く要望して、時間がありませんから、この点はまた問題があれば他日に御質問したいと思ふ。

○蔵内委員長代理 多賀谷真総君。

○多賀谷委員 私は、地域開発について総合的な見地から、まず企画庁長官にお尋ねしたいと思ふ。

高度成長政策の強行というのが、一方で産業と国民生活のアンバランスを生じたといわれております。確かに、現在の経済における七つの大罪といわれておる交通戦争、水飢饉、地盤沈下、大気汚染、ごみ、し尿の山あるいは騒音などの問題をいれば明らかです。これはいよいよ人間喪失の政治だともいわれておる。なるほど、工場とすれば、工場が隣接をする、製鉄所の隣には自動車工場ができる、あるいは石油会社の隣には電力会社ができる、あるいは石油化学の工場ができる、あるいはその加工工場ができるということは、輸送費が第一要らない。コストの面から非常にいい。しかも消費地に近い、こういうことになれば、私企業は個別企業の面から見れば、私は、確かにコストも非常に安くつくし、採算も有利になる、こういうふうに考えるわけです。しかし、それがためには、労働者は往復三時間もあるいは四時間も通勤をしなければならぬ。あるいは市町村とか都道

府県、国は、社会開発といって、公共投資を相当やらなければならぬ。

いま日本において全国的に市町村が赤字だといふのはふしぎだと思ふのです。いま問題になっております産炭地のようなところは、人口が急激に減るわけですから、これは赤字になるのは当然です。あるいは低開発地域といわれるところも当然でしょう。ところが、人口がどんどん急増しておるところの市町村が赤字だといふ。これは、人口が五割ぐらいずつ増加するものでもなく、年率二〇%、三〇%と増加するものでもなく、工業用水にしても、あるいは上水道にしても、計画が常に追われておる。あるいは都市交通にしてもそのとおり。学校の施設にしてもそのとおり。結局、いまの日本の相当のぼる公共投資というものは、人口移動の補正をやっておるようなものです。行政水準は高くなっているといふのです。ただ、人口が移動する、その政治としてしりぬぐいをやっておるような形です。

そこで、企画庁としては、個別企業の採算上非常に有利な点と、国または公共団体が負担するいわゆる負担増の問題と勘案して、社会的な損益計算書を一体どう見ているのかですね。これは一体日本の政府は何をやっているのだらうかと感ずるような状態です。ですから、企画庁としてはどういう計算をしておるのか、まず計算をお示し願いたいと思ふ。

○蔵内閣務大臣 具体的な数値的な計算を申し上げることは非常に無理だと思ふのですけれども、大局に立つて計算的な考え方で問題を判断していきますと、御承知のように、日本の工業がある一部の地方に集中するということは、それから派生します。ただいま御指摘のようないろいろな過度の人口集中、それに伴います生活環境の整備もしくは文化的施設の点等々、非常に困難な問題が起こつてまいりました。多賀谷委員のお話のように、それを是正するためにあとから追っかけてやっていると、残念ながらいままでの実情だと思ふ。

しかし、それでは相ならぬので、日本の経済がはんとくに総合的に動いてまいりますためには、地域経済の充実ということが必要であることは申すまでもございせん。したがって、企画庁としても、一応、三十七年の全国総合開発計画のできましたときに地方別工業出荷額の比率というようなものを検討し想定しまして、そして、地方においてそれぞれの立場に立つて適当な水準まで持つていこうというようにことを想定して出発したのでございせん。しかし、国民経済全体が急速に動いておった関係上、いろいろそれらの問題について再検討をする必要がございせんので、経済審議会の地域部会等に対してもその再検討をお願いしておりますし、また、国土総合開発の審議会におきましてもそういう問題についてお取り上げ願いたい、こう思つておるわけでございせん。

そうして、やはり主たる問題は、昔のようなことでございせんれば、たとえば地方に持つていくことによつて労働賃金が安いというようなことが一つの魅力であつたわけでございせんけれども、今日はそういうことを考えるわけにまいりません。また、そう考へてはならぬわけでございせんから、全国的に同じような賃金でございせん、地方に持つていく魅力というものは何かというと、やはり、道路が整備されてゐる、輸送が完全である、あるいは生活環境がよるしい、マーケット等に対する経済的な地域的な要衝の位置というやうな問題、しかもこれらの問題は道路の開発とか輸送機関の開発とかということによつて今日では補つていける場合がたぐさございせんから、そういう問題に対して先行投資的なことをいたしてまいらなければならぬと思ひます。

ただ、御指摘のように、過去において、非常に過密都市ができたというために、その対策に若干追われて、先行投資的な地方開発がおくられておつたというところは、これは率直に認めざるを得ないのでございまして、今後そういう面に入力を入れていくことによつて、総合開発計画が生きて、いまお話しするやうな面にあれでございすれば、いま

のバランスシートも適当なバランスシートができ上がつていくと思ひます。

○多賀谷委員 その地方開発がまた全く総合的なんです。法律で言つても、国土総合開発法、これは昭和二十五年。それから、地方開発促進法、これは昭和二十五年。それから、地方開発促進法にいたつては、北海道、東北、これは理由がある。私も九州ですが、北に言いくいんですけれども、九州地方開発促進法ができてから、もう乱れてきた。四国、中国、北陸、今度中部が出たわけですね。それから、首都圏と近畿圏整備法がでる。それから、新産業都市建設促進法、工業整備特別地域整備促進法、低開発地域工業開発促進法、それから、特殊なものとして、産炭地域振興臨時措置法、離島振興法、奄美群島振興特別措置法、豪雪地帯対策特別措置法、山村振興法などのものは、特別地域でそれから意義があると思ひますが、全国、何か法律にからぬところはないのでございせんから、この総合的なことをやつて一体いのか。これは政府だけの責任じゃない。ことに、地域的な開発促進法を出したのは議院が出した。議員立法で出したわけですから、われわれ責任を感じるわけですね。そうして、低開発にしてもその他にしても、とにかく同じような優遇措置がとられてゐるわけですね。ですから、結局、優遇措置というものは、全国にあつて、何ら魅力がない。いま産炭地域の振興の法律をやつてゐるが、いろいろ書いてあるが、全然魅力がない。どこだつてみんなそういう恩恵がある。ですから、これらの点について、企画庁としては、いま緊急に地方開発をしなればならぬ地点はどういう地点だ、どういう基準でいふのだ、これをどういうようにお考えですか。お尋ねしたい。

○藤山國務大臣 いま御指摘のように、それぞれの地方開発、九州開発とか四国開発とかできたわけではございせんが、私はこのこと自体がすぐ悪いとは思ひません。総合開発をやることはやはり地域住民の方々の意向あるいは御協力というものを十分に取り入れていかないと、総合開発がただ中央の政府から押しつけたものになつては相なら

ぬのでありますから、したがつて、そういうものが出る必然性はあつたと私は思ひます。しかし、そういうものが出そろつて、それぞれの地域の方々の御意見がまとまつてくると、そういうものを基礎にして全国総合開発は一本にまとめていく時期にならなければならぬし、またそういう方法をとることが一番いいのじゃないかと私など考へております。したがつて、適当な時期には、たとえばそれぞれ法律によりまして地域開発の審議会等ができておりましたけれども、これを何らかの形で総合開発の審議会等にして運営していただくことも将来は考へていいのじゃないか、そして、おのづからその中で、その地域の中の重点を他の地域の中の重点と比較しながら皆さんにお考えをいただく、こういうことが適当なことではないかと思ひます。お話のように、新産業都市なり工特なり、あるいは低開発地の開発計画なり、いろいろ法律ができておりましたが、それが総合的ななり過ぎてゐるという御指摘は、私もよく承つてゐまして、そういう感じがいたします。率直に申し上げまして、極端な例は、豪雪地帯の法律ができてゐる日本、極端な例は、豪雪地帯の法律ができてゐる日本の半分が豪雪地帯に指定されたわけではございせんが、われわれから見ますと、その半分の中から適当な重点地区を選んではまず施策を進めていかなければならぬ、こういうふうにお考えのわけではございまして、山村振興法もできてゐるが、私もよく承つてゐるやうな地方の実情等を伺へばもつともだというやうな点もあつてゐるから、指定は相当大きくする必要がありますけれども、その中からおのづから順位をきめ方法を立てて、そして重点的に問題を扱つていかなければならぬと思ひます。そういう意味から申しますと、たとえば政府の補助というやうなものについても、いまほとんど各種一律になつてゐるじゃないかというお話でございまして、事実そのとおりになりつつあるわけでありまして、そういう点については、やはり総合開発の見地によつて重点的に問題を扱つていくというのと将来は考へていかなければならぬ、そういう

やうなことを私も考へておりますが、この点については国会の皆さま方の御協力を得ないとなかなかできないことではございせんので、よろしく御協力を願ひたいと思ひます。

○多賀谷委員 私も十分調査したわけではありせんけれども、世界の立法で最初の地域開発的なものをやつたのは、一九三四年の英國の特定地域開発改良法案だと思ひます。これは、あの世界的な恐慌の波に洗われて、同じ地域が一産業で立つてゐる場合は非常に影響が大きい、こういうことで、なるべくその地域の産業を多角化しようというところから、たとえば造船地区であるとかあるいは炭鉱地区に他の産業を誘致するということが始まつたと思ひます。これはむしろ失業問題が中心であつた。しかし、その後第二次世界大戦に入つたわけですから、この法律は必ずしも十分な効果を見ないうちに戦争に突入したという形になつた。しかし、ビバレッジ等が、第二次世界大戦後の失業というものは局地的失業である、全体を見れば欧州においては完全雇用体制であるが、しかし局地的失業というものは非常に大きな社会問題であるということを戦争中から承つておりました。御存じのように、戦争が終わつた一九四五年に工場配置法が英國においてできた。これは明らかに失業対策ですね。どこでも工場を配置せよというのじゃなくて、失業率の非常に高い地域、しかも継続的失業地域というものを指定して開発しようという考え方。それが、名前をもう少しはつきりいたしまして、一九六〇年の地方雇用法という法律に変わつていつたわけですね。それで今日あるわけですが、やはりそれは、失業率が高くて永続的な失業状態が現に存しておる、その危険がある、これに重点的に集中をして雇用の創設をしよ、こういう考え方です。それから、自由主義経済でありますアメリカでも、第二次世界大戦後いろいろ問題があつた。問題はあつたわけですが、これも、結局特定地域再開発法案というものが通過した。これは、たとえば軍需産業であるとか繊維産業であるとか、あるいは炭鉱地帯という単一産業

地帯が没落をした場合に、その開発をするための法律ですね。

ですから、私は、地域開発の当面にある重点は、やはり雇用問題じゃないかと思うのです。将来の日本経済全体を前進させるためというなら、いろいろあるだろうけれども、緊急にやらなければならぬ地域開発というものは、やはり雇用問題を中心に地域開発を行なわなければならぬ、こういうふうな思いがあります。その点が、どうも日本はすぐ政策が経済主義からいくものですか、住民の福祉であるとか労働者の生活の実態というものが政治がいかないのです。ですから、非常に住民を忘れた開発計画になっておる。こういうところは非常に残念であります。

そこで、私は、いろいろあるけれども、いま一番問題の地域は、石炭地域あるいはかつての石炭地域だろと思うのです。私も実は、内閣府をしますと、産炭地域振興法というような法律を、しかも石炭局という一部局から出すというようなことは好まなかった。これはむしろ、多くの議員の賛成を得て、慢性不況地域再開発法ともいえるべき、何も石炭だけに適用するのじゃない、将来繊維の地域に起こったそれと適用するのだ、こういう法律の立法を考えたわけですから、とにかく各省折衝で間に合わぬということで産炭地域振興法という形になったわけですね。これは、いまから考えれば、法律の発生の過程が私は非常に不幸だったと思うのです。そこで、非常に失業者の多い地域、いま話が出ておりましたが、筑豊炭田では、生活保護費だけでも、あの筑豊炭田の八十万の人口を対象にして、大体九十億出ておるのです。それを産炭地域以外と仮定すれば二十億で済むのです。要するに七十億の生活保護費を出される。この生活保護費は全くむだ金です。ところが、現実には、雇用の創設もなければ増大もなく、生活に困っておるから生活保護法の適用を受けざるを得ない。

〔蔵内委員長代理退席、有田委員長代理着席〕
ですから、そういったところに重点的に、しかも

あらゆる日本のすみずみまで行き渡るような、恩恵的と称する恩恵的にあらざる政策でなくて、これは重点的にひとつやってももらいたいと思うのです。長官としては大体どういうお考えですか。何なら通産省からあなたのところへ役所を移してもいいのです。

○藤山国務大臣 産業の配置がやはり経済性の上に立つことが一つの基本条件であることは、私は肯定せざるを得ないのであります。自然的条件その他が不適当なところに産業を持つてこようと思つても、これはなかなかいかぬ。したがって、それぞれの地域におきます産業がある意味において集中する、同種産業が集中するということ、これはやむを得ないことであらうかと思ひます。しかし、御指摘のように、そういうことになりま

す、将来必ずしも永久に繁栄していかないような産業を主体として握つておられますところについては非常に地域上の不況が起るわけでありまして、したがって、その方面に比較的利益な産業をできるだけ移植していくということに対する自然的な条件の改善、道路でありますとか、交通機関その他の整備をするということとを先行投資としてやりまして、そしてそこへ移していくという努力はしてまいらなければならぬと思ひます。同時に、雇用の問題は、御指摘のとおり重要でございまして、一部の地方に非常に未就職者がいるというやうな片寄った状態というものは避けてまいらなければならぬのでございますから、したがって、雇用の問題については、やはり私は二つの面から考えていかなければならぬと思ひます。一つは、そういう遊休労働力を他の地方に移していくということ。それには職業訓練と同時にやはり住宅問題その他の解決があらうと思ひます。したがって、そういうものを並行させて他の面に就職の道を開いていくということも総合開発の上で十分考へられていかなければならぬ。しかし、そういうことを考へてみましても、その地方に定住することによつて職を得られていくこととなれば、住宅問題その他、現に住宅を所持しておられ

る方もあるわけでありまして、あるいは長い間の地域的な慣習の中へすわつた方ですから他地方に行きにくいという方もあるから、そこにはやはり若干の先行投資を伴つた産業誘致ということをお考へされていきまして、その適正地域に適應する産業はこれこれだという従来の考え方だけにとらわれることなく、新たな環境づくりによつて適正な条件を整備しながらそこに持つていくということが私は必要じゃないかと思ひます。両面からこれらの問題を考へていくということが総合開発の上では必要じゃないか、こう思ひます。

○多賀谷委員 私も、遊休労働力を他に移すということは非常に賛成です。おっしゃるやうに、住宅問題が最も隘路でありますから、この推進はぜひはかるべきだと思ひます。しかし、それだけでは解決しない。おっしゃるやうに、その地域を開発しなければならぬ、再開を行なわなければならぬわけですが、いまおっしゃるやうな先行投資ぐらゐでは、いまからいかにのじやないかと思ひます。なぜかという、先ほど指摘されました賃金の地域差というのがだんだんなくなつていく。ですから、あの地域に行けば低賃金で使えるということがだんだんなくなつていく。御存じのやうに、アメリカでは賃金差によつて競争するということ、非常にきつてゐるわけですね。むしろその地域が賃金が安いから移動するなんという工場を禁止してゐます。現実にはだんだん物価水準等も上がつてくる、そしてエンゲル係数等がだんだん低くなつてくれば、食料以外の他の消費物資というのはいずれ都会のほうが安いということになる。そこで、賃金差というものはだんだんなくなりつつあるときに、いまのやうな若干の――まあ先行投資は必ず必要ですけれども、固定資産税の免税をやるとかいうぐらゐのことでは、とても企業は来ない。そこで、いま現実には、過密都市においては、東京都における特別区であるとか、横浜であるとか、川崎であるとかいうところでは、千平方メートル以上の工場の誘致については、い

ば開発許可制をとつております。しかし、私は、大都市に工場が集まるときには、税金をかけると言ふとまた問題がありますから、租税特別措置法の恩恵をなくする、逆に重税をかければこれは大問題になりますから、そうはいかぬでしようが、いままでも均一的に与えておつた恩恵をなくする、その地域には租税特別措置法の恩恵を与えない、こういうふうにしなれば解決できない問題だと思ひます。みな議事人は、演壇に立てば、その税金は安くせい、支出は増大せいと云うやうが、それでは政府だつても増大せんと云うやうが、味においては、そういう租税特別措置法の恩恵を過密都市における工場についてはなくするといつたやうな措置をとらないと解決できない問題だ、私はかように思ひます。これは企画庁長官の範囲でなく大蔵大臣の範囲でしやうけれども、しかし、ものの考え方は、そういうやうにしなればならぬのじやないか。

それでは、時間がありませんから私は續いて質問をいたします。イタリアの南部開発で、イタリアは非常に苦労しておる。しかし、イタリアは御存じのやうに、政局は非常に不安定でありますけれども、政策は安定しておる。これは、法律に初めから長期にわたる資金の支出予算を明示しておること、議会が優先しておつて、法律で明示をして、それに伴うて政府は予算の支出をしなればならぬ、さらにまた、これは公的金融機関が扱つておるといふやうなことですけれども、何か長期計画というものを立ててやらなければだめじやないかという気もするわけですね。それから、通産大臣もおられますけれども、私は、いまの電力料金というものが全くなかまになりつつあると思ひます。いまなつておるとは言いませんよ。やがて東北の電力料金は上げざるを得ないでしやう。北陸も上げるといふ話がある。結局どういふことになつておるかというところ、九分断をされてから後のこの料金の上がり方を見ると、かなり上がつておられますけれども、その上がり方が大都市に供給をしておる電力会社の上

り方と、いわば低開発地域に送電をしておる電力会社の上がり方とは、むしろ低開発地域のほうが非常に上がる率が高い。これは、将来水力のウェートがぐっと少なくなり、火力のうちに重油専焼のウェートが非常に高くなる。そうすれば、アラビアから持ってくるわけですから、この地点に持つてこようとするのはほとんど変りない。それで、大容量の新鋭火力で多く発電をする。しかも送電線の配電コストの安い地域が安くなるのはあたりまえです。ですから、東北のように電柱を何本もつけないければ一軒がまかなえぬというところ、東京等のように一本の電柱があれば——これから電柱はなくなるでしょうけれども、何百軒もまかなえるというところでは、コストの違いは明らかです。そうすると、いまの日本の電力料金政策を見ると、全くそういう意味の地域開発の政策料金は入っていない。私は、これは今後の大きな問題になると思うのです。最近の傾向をずっと見ると、東北が三十九年度において五十四億二銭、中部が五十四億四銭、こんな状態になれば、私は東北に企業は来ないと思うのです。九州のごときは一番高いです。七円しておる。これは電灯、電力を含めてです。ですから、地域開発といつても、事電気については全くさかさまになっておる。こういう点を一体どう考えておるのか。

次に、どの地域の新産都市の計画を見ても、工地域域の計画を見ても、石油化学、鉄鋼、電力、みな同じです。こんなコンビナートをつくつたらいへんです。いま日本で大体一年間に鉄鋼が二百萬トンないし三百萬トンしか伸びがないという。ところが、今後国際競争に勝つていくためには一千万トンのキャパシティの工場をつくらなければならぬという。一千万トンの工場をつくる会社がつくれれば、あとは三年ぐらいいじつとして投資をしないで待つていなければならぬという状態です。しかも各地域みんなそれを期待している。ですから、政府としては、親切に、この地域は何が適するということを、勇気をもって、勇断を

もつてやらざるを得ないんです。もしそういうことを考えれば、いま産炭地域等において問題になるのは、やはり水も少ない、資源も石炭以外にはないということになれば、機械工業です。労働力を吸収する機械工業です。なるほど、いまおる老齢化した失業者がすぐ機械工業に向くとは私は思いません。思いませんけれども、これは子弟を持つておる。ですから、どうしてもこういふ地域には機械工業というものを何らかの形で考える必要がある、こういうように考えるわけです。これはなかなかむずかしい。ことに、機械工業というのは、本来、国有とはいきませんが、わりあい適さないのです。これは私のほうから言うとも違ひなく、わりあい適さない。資源工業と自動車工場のように、国有にして公団でやつておるといふ工場もあるわけですね。フォルクスワーゲンだつてやはりそういう形態ですよ。イタリアのように、非常に不景気のときに金融機関を救済するために政府が借金を肩がわりした。そのときに株を取つたんです。ですから、イタリアの企業というのはいま政府が株を持つていて、それを世界大戦後も維持しておる。政府が投資をしておる。交付公債とちよつと関係があるわけです。政府が株を持つてコントロールしておる。こういう方法が日本ですぐできるかどうかというところは別として、何らか機械工業というふうなものを産炭地域に持つてくるのができないかどうか。そういう考え方はできないか。

それから、産炭地といつても、何でもかんでも鉱工業というわけにはいかないと思う。ですから、地域によつて、あるいは特殊な農業の振興をやらすとか、あるいは観光をやらすとか、何か立地条件に合ったような施策が必要ではないかと思う。どこもこもみな工場を持つてきたいと言ふ。これもやはり親切でない。地元としては当然でしょうけれども、方法を考えるを得ないと思うのです。時間がありませんが、これらの点についてひと

つ企画庁長官並びに通産大臣から御答弁を願いたい。○藤山国務大臣 電力の問題については、これは今日、戦後の経済発展の過程で、電力以外でもさうでございしますが、いろいろな組織や何かができできたと思ふ。それを、こゝまで日本の経済が発展してきたと、いろいろな面を再検討してみなければならぬ時期が迫つてきているのではないかと感じがいいたします。ただ、どういふふうにしていいかということについてはわれわれまだ結論を持つておりませんけれども、そういう問題について十分な関心を持つていかなければならぬと思ひます。それから、同時に、産炭地域における機械工業の移植というような問題については、そういう面についてわれわれも十分考えてまいらなければならぬのでございまして、これは指導のい、かんによつて考えていけるのではないかと。私が先般新潟に参りましたときにも、新潟の燕の状況は、御承知のとおり、ああいうところで金属食器ができ、しかも輸出で非常に大きな発展をしておる。むろん過去における農機具をつくつたというふうな経験からあれに発展したのでしょうけれども、そういう発展のしかたがあるのでございします。また、同じように、あの長岡の近くの山手のほうに参りますと、化纖の織物をやつていて、小さな町ですけれども、いま百億ぐらいの輸出をしておる。その八〇%までが外国輸出であつて、そうして、当時、雪が降つたときには地方の小さい鉄道ではとまつてしまふ。そのとき輸出に間に合わないからヘリコプターを使ったという話を聞いたのでございしますけれども、そういうことも輸出産業ができることがあるわけです。それから、兵庫に参りましたときに、昔柳ごうりをつくつていたところが、今日非常にビニールのハンドバッグの生産地になつておりまして、日本の国内供給の何十%かを占めており、同時に東南アジアに輸出しておるという現場を私見てまいりました。ですから、もの考え方と、地方の方々の御協力を

得て、そうしてある程度の技術的な指導その他をやつていきますれば、そうした産業を移植していくことは努力次第ではできないことではないと思ひます。それから、御指摘のように、新産都市におきましても、石油コンビナートとか、地方の方から言へば大きな工場が来るのば望ましい。モニュメントみたいな立ちますから。しかし、さうどこでもかしこでも石油コンビナートの競争をしておりまして、日本で石油コンビナートはさう要るわけではございませんから、やはり地場で起こつております産業を育成して、それをどんどん拡大をしていくという道をとつてまいりませんかといけないのではないと思ひます。そういう面では、われわれも、地域開発をやつております場合に、よく新産都市の方がおいでになりまして、石油コンビナートをあれするのだからどうだというお話がありますが、それよりも前提として地場産業の育成をなすたらどうですかというのを申すのであります。ことに、このごろみたいに景気の沈滞しているときには、なかなか中央からさういふ大きな工場を持つていくわけにはいかぬ。しかし、さういふ工場を持ってくる場合に一番何が必要になるかといへば、先ほど御指摘のように、先行投資としてのさういふもの、あるいは電力等の問題がございしますが、同時に、地場産業がある程度使えておることが必要である。相当私ども仕事をしておりましたけれども、たとえば、何か行つた場合に修繕工場をいきなり自分で持たなければならぬといふことは非常に困る。その地場に適當な中小企業でも機械の修理工場があれば、それを活用できるという場面がずいぶんございします。ですから、さういふ意味で、この際はあまり大きなことを考えないで地場産業の育成を少しなすつたらいじやないですかといふことをよく私は新産都市の関係者には申し上げるのですが、さうすれば必ず将来何らかの形でさう大きな産業の誘致の基盤になる。さういふ意味において、やはり地域開発、また産炭地振興という問題についても、そ

うした面を考えながら、困難ではございますけれども、何らかの形で指導もしていき、地域住民の方々の御協力を得てやっていくことが実際的に振興のワンステッブあるいはツーステッブを踏み出していく道ではないか、そういうふうに考えておりますので、今後、地域開発というように計画の中におきましても、われわれとしてはそういうことに留意しながらやってまいりたい、できるだけひとつ考えてまいりたい、こう思います。

○三木國務大臣　私も、多賀谷君の言うように、地域開発というものの対して疑問を持っておるのは、みなが同じようなパターンなんです。どこへ行っても、石油コンビナートとか、何万吨級の船の港をつくるか言うのですが、もう少し地域の特殊性が生かされることでなければならぬ。また、考えようによつたら、産業ばかりでもないではないか。教育なども、そこがやはり産業的にはなかなか発展しにくいならば、その大学をとりつばな大学にして、そしてある学問はそこへ行かなければ勉強できぬような、そういうバランスというものが考えられてよいのではないか。単に何か同じようなパターンで、バランスを考えないでやるのではなく、特殊性を生かしていくような、そういう国土計画というようなものがやはり検討されなければならぬ。そうでないと、同じようなことといえ、いろいろな立地的な条件がありますから、そういうふうな感じを持っております。われわれとしてはそう守備範囲が広い範囲でもないわけですので、通産省としては、産業の立地というものについては、もう少し通産省の行政の中で特にこれから力を入れてみたい。いま産業立地の問題というものは審議会等においても検討してもらつて、この間も第一回の会合があったのですが、そういうふうに、産業の一つの地方的な配分というのですか、これに対してどのように考えたらいいか、政府がどの程度まで関与すべきかというような問題、いろんな問題がある。これはやはり、地域の特殊性を生かして、もう少し再検討を加えてみたい。産業地の問題は、

現在不況の關係もあつて、ある程度の企業はここにもいろいろ持つていますけれども、しかし、全体とすれば、いろいろ現地の人の話を聞いてみても、中堅企業になるようなものはないですからね。いろんな寄せ集めのような感じがです。だから、何かそこに一つの中堅的な企業があつて、そしてそういう工業を中心として産炭地が振興されていくということが好ましいことは、これはもう明らかであります。だから、今度の石炭の根本的な対策ともならみ合せてみて、産炭地振興というものはやはり一つの大きな問題点だと思います。これについては、従来の惰性的な考えだけでなしに、いままでのようなことだけではどうもなかなか目的が達成できないので、もう少し力を入れていく必要を感じておる次第でございます。

○多賀谷委員　むしろ一産業の場合は案外通産省はなかなか新しいアイデアで政策を進める。たとえば、日本合成ゴム株式会社というのがありました。これは七、八年前に法律ができた。要するに、天然ゴムがだんだんなくなる。そこで、合成ゴムをつくらなければいけぬ。しかし、現実にはここ二、三年あるいは三、四年は赤字になる。だからといってそれをやっておかなければたいへんだというので、わざわざ政府が半分出資をして合成ゴム株式会社というのをつくつたですね。そして、いよいよそれが一人前になるようなときには政府の株をその需要家に買わせます、こういうことで出発したわけで、これは成功しましたね。ところが、東北開発株式会社もある。これは東北という非常に広大な地域にやるから成功しなかったと私は思うのです。しかし、私は、あれは不成功だとは思わない。昭和十三年くらいですか、あの不況後にできた。それで、一人前になったものは独立させておるわけですから、できないものばかりあとに残しておるわけですから、非情に成績が悪いとかなんと問題になつてゐるけれども、私は必ずしも不成功だとは思わない。ただ、重点的にやる点を間違つておつたとか、あるいはいろいろな協力が足りなかつたとかいう問題はあつたと思う。

そこで、産炭地にもそういうことを考えたらどうか。先ほど私は、機械工業を国営でやるとかいうことがなかなかむずかしいと言ったのですが、産業の性格としてもそれは確かにむずかしい。そこで、やはり政府が株を持ってやらしたらどうかと思うのです。そういう中堅企業に今度初めて産炭地事業団が出資することになった。私は、わずかな芽であるけれども非常に期待をしているのです。そこで、たとえば機械なら機械でも、各炭鉱にはみな工作部門があるわけです。かなり大きな工作部門を持っている。日本鉱業の日立鉱山の工作部門が、御存じのように日立製作所になったわけです。ですから、その工作部門でも統合をさして、とりあえず修理をやつて、それで毎日食つていくだけは食つていく。それに政府からかなり援助をしてやれば、やはり中堅企業がでるのじゃないか。鋼材はあります。八幡製鉄という大きな製鉄会社があります。ですから、そういう知恵を出して、政府が万一損失が起つた場合のリスクを見てやる。無利子の金を貸してやるという趣旨から言つても、政府が株を持てばいいし、出資すればいい。あるいは危険負担の面から言つても、政府が出資をすればいい。政府出資は事業団を通じておやりになればけっこうです。何かそういう政策を立てられたらどうかと思うのです。

そこで、御存じのことをいまさら言う必要もないのですが、英国では、本年の一月から、開発地域において誘致をする企業の機械装置には四〇％の補助金を出すわけです。いままでも補助金を出しましたが、今度は四〇％も出すという。それから、工業用の建物は二〇％ないし二五％という。こういうところまで来ておるのですね。日本はまだやる仕事がありますから、こまで私は補助金を出せとは言いませんけれども、もう少し政府が、やるならやるように、死ねというなら死ねというように、何かなまぬるいような政策をやらないうで、抜本的にやつてもらいたいと思うのですね。これはどうも通産省よりもほんとうならば企画庁が総合的におやりになったらいいと思うので

す。企画庁というところは案外、法律はいっぱい持つておるけれども、予算をじょうずに取り得ぬというきらいもあるものでどうも困るのですけれども、実施官庁じゃないというので、なかなか勇氣と勇断がないので困るのですけれども、やはり、各国の実情を見ても、広範囲に広げるのではなくて、きわめて困つておる点を、部分的に、きわめて集中的に政策をやつておる。そういう点から見れば、我田引水のようにすけれども、産炭地というのがいま一番困つておる地域じゃないか、こういうように思ふわけです。ひとつ企画庁長官から御意見を承りたい。

○藤山國務大臣　企画庁にその種の仕事をもう少し予算を取つてやれというお話でございすけれども、私は、企画庁というものは、いまでも少し仕事をもち過ぎてゐるのではないかと感じております。むしろ純粹に計画、企画の立場に立つて、そのかわり、各省がずいぶん御迷惑かもしれませんが、各省に対していろいろものを言うというところのほう有效果的じゃないかと実は考えておるののでございまして、多賀谷さんのお話でございすけれども、企画庁がそういう問題にまですぐ手を出すということについては、私はどうかと考えております。

○多賀谷委員　総合的にやるならという意味で言つたんですが、確かに企画庁は少し実施官庁になり過ぎてゐると言えるかもしれぬ。しかし、それほど日本の官庁は連絡がないということですね。われわれもそうですが、何か機構をつくるすると、すぐ総理府だ経済企画庁だといつて持つていくというのは、やはり各官庁が連絡不十分だというセクショナリズムに基因しているのですよ。第一、この産炭地域の法案がそうなんです。これは、通産省の石炭局はめんどろを見るつもりであるけれども、はたして通産省全体がそういうふうになつておるかどうかかわらない。ましてや、運輸省や建設省がはたして応援をしてくれておるかどうかかわらぬ法律なんですから、まるつきり私生子のような形になつておる。ですから

ら、企画庁に持っていったらどうかというのは、要するに連絡が非常に悪いからなんです。日本の役所というのは、連絡はするけれども、自分の所管の法律でなければめんどろを見てやらぬという態度がいけないと思います。

そこで、時間もありませんから、通産大臣から産炭地域の問題について、私は一つの意見を述べたわけですが、これは全体的な意見ではありませんが、政府が徹底的な援助をしてやるといふ姿勢がまず必要じゃないか、こういうように思っていますので、そのことの御答弁をお願いしたい。

○三木国務大臣 援助ということは適當かどうかは別として、たとえば、いま御指摘のように、事業団が出資もできるようなことになったわけですから、ある一つの中堅企業が産炭地に育つような方法については、石炭問題がこんなに根本的に検討されておる機会に、産炭地振興という問題も取り上げて、これは何らかの前進策を掲げたいと思っております。

○多賀谷委員 そういたしますと、石炭政策の根本策が出て、それが臨時国会になるかどうかかわかりませんが、臨時国会を開いていただいて、いわば石炭国会というような色彩の国会でいろいろやる。その際にはやはり、単に石炭プロパーのことだけでなく、一帯地域住民の諸君が心配をしている産炭地問題もあわせて、新しい考え方に基づく政策の樹立をお願いしたい、できれば法律の改正もしてもらいたい、こう思いますが、どうですか。

○三木国務大臣 石炭の根本対策のときには、産炭地振興も一つの課題として取り入れたいと思っております。

○多賀谷委員 いいです。
○有田委員長代理 次回は明二日午前十時から理事會、理事會散會後委員會を開會することとし、本日はこれにて散會いたします。

午後一時二十二分散會

石炭対策特別委員會議録第十号中正誤		石炭対策特別委員會議録第十号中正誤	
ベシ	段行 誤	ベシ	段行 誤
一	四末 問題では	一	四末 問題では
	問題は		問題は
	正		正

同 會議録第十一号中正誤		同 會議録第十二号中正誤	
ベシ	段行 誤	ベシ	段行 誤
二	三末 単価	二	三末 単価
二	四四 どこから	二	四四 どこから
七	一六 ケースは	七	一六 ケースは
九	二末七 また	九	二末七 また
			炭価 正
			どこか
			ケースでは
			また、

同 會議録第十四号中正誤		同 會議録第十五号中正誤	
ベシ	段行 誤	ベシ	段行 誤
一	四四 誘置	一	四四 誘置
五	四末 候産	五	四末 候産
			誘致 正
			倒産

同 會議録第十六号中正誤		同 會議録第十七号中正誤	
ベシ	段行 誤	ベシ	段行 誤
五	三六 示したい	五	三六 示したい
六	二末七 しまいたい	六	二末七 しまいたい
			示した 正
			まいりたい

同 會議録第十八号中正誤		同 會議録第十九号中正誤	
ベシ	段行 誤	ベシ	段行 誤
二	二末 向上を	二	二末 向上を
五	三末 できるわけ	五	三末 できるわけ
六	二六 喪心	六	二六 喪心
六	二二 //	六	二二 //
六	四三 高くなり	六	四三 高くなり
九	一三 金利に	九	一三 金利に
三	一末 宜伝	三	一末 宜伝
			金利は 正
			宜伝

同 會議録第二十号中正誤		同 會議録第二十一号中正誤	
ベシ	段行 誤	ベシ	段行 誤
二	二末 鉄鉦	二	二末 鉄鉦
九	四末五 需給	九	四末五 需給
五	四二 欧州	五	四二 欧州
七	二五 裨益	七	二五 裨益
			鉄鋼 正
			需要
			豪州
			裨益

